

計画策定専門調査会（第9回）議事録

1 日 時 平成27年6月25日（木） 16:00～18:00

2 場 所 内閣府本府庁舎 3階 特別会議室

3 出席者

会長	鹿嶋 敬	一般財団法人女性労働協会会長
委員	岩田 喜美枝	公益財団法人21世紀職業財団会長
同	岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	木村 光江	首都大学東京大学院教授
同	工藤 由貴子	横浜国立大学准教授
同	五條 満義	東京農業大学准教授
同	佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
同	鈴木 準	株式会社大和総研主席研究員
同	高橋 史郎	明星大学教授
同	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
同	天日 隆彦	読売新聞東京本社論説委員
同	西 希代子	慶應義塾大学大学院法務研究科准教授
同	宗片 恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
同	渡辺 美代子	国立研究開発法人科学技術振興機構執行役

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 第4次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方(素案)【案】
について
- (3) その他
- (4) 閉会

5 配布資料

- ・資料1 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)【案】
- ・資料2 男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について（6月22日男女共同参画会議決定）
- ・資料3 男女共同参画会議計画策定専門調査会（第8回）議事録【案】

6 参考資料

- ・参考資料 林文子委員提出意見

7 議事録

○鹿嶋会長 ただいまから「男女共同参画計画策定専門調査会」を開催いたします。

お忙しいところありがとうございました。

本日は、この専門調査会の下に設置した起草ワーキングチームで、合計9回にわたって検討を進めてきた第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）について、皆様から御意見をいただきたいと思っております。

まずは、第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）のうち、本調査会で初めて御議論いただく第1部「基本的な方針」及び第2部の一部、これは第1分野と第2分野ですが、それについて事務局より説明の後、皆様から御意見をいただきたいと考えております。

その後、前回、第8回の資料からの変更部分について、政策領域ごとに事務局からの説明の上、皆様から御意見をいただきたいと思っております。

本日いただいた御意見を踏まえまして、必要な修正等を加えて次回、7月6日に予定している専門調査会では、基本的な考え方の素案を決定いただきたいと考えております。

ここで、4月1日付で事務局の担当者に変更がありました。大隈推進課長と羽白企画官が今回初めての参加になりますので、一言ずつ挨拶をいただきます。

○大隈推進課長 推進課長の大隈と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○羽白企画官 企画官の羽白と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○鹿嶋会長 では、カメラ撮りの方はこれで退室をいただけますか。

（報道関係者退室）

○鹿嶋会長 続けます。

初めに、事務局から検討スケジュールの見通し等について説明及び資料の確認をお願いします。

○伊藤調査課長 まず本専門調査会、これまでの検討のスケジュールや経緯などについて冒頭、御説明をさせていただきたいと思ひます。

前回の専門調査会で、専門調査会を4月に開催するという御案内をさせていただいておりましたけれども、諸事情により延期をさせていただきました。前回の専門調査会でいただいた御意見ですとか、あるいはその後に開催をいたしました起草ワーキングの会議の中で、委員の先生方からいろいろ盛り込むべき施策など幅広く御意見をいただきました。事務局といたしまして、この御意見を再度全体的に整理いたしまして、十分に時間をかけたほうが良いと判断をさせていただきましたので、その点について鹿嶋会長にも御相談をしたところ御了解をいただきましたので、大変恐縮ながら専門調査会のスケジュールを見直させていただきました。ようやく本日、こういう形でお示しすることができることになったわけですが、そういう修正等を行った上で、この案について複数回また起草ワーキングを開催させていただきまして、その議論を反映させて、またさらに先般、基本問題専門

調査会で御議論いただいたものを踏まえまして、男女共同参画会議からきょうの資料にもございますけれども、意見が取りまとめられましたので、その内容についても今回反映させるべき点を反映させたという形の修正を行っております。

ということで、本日配付させていただいております資料の確認でございますけれども、資料1というのが少し分厚い冊子になっております。こちらが基本的な考え方(素案)【案】でございます。

資料2が今、申しあげました基本問題専門調査会で御議論いただいて、男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点的取組事項ということで、会議の意見という形でとりまとめられ、先般公表された資料ということで資料2を配付させていただいております。

資料3につきましては、前回の議事録でございます。

そのほか、今後のスケジュールということでございまして、委員の先生方のお手元に私が今から申し上げることをメモにしたものを資料として置いてございますけれども、本日の計画策定専門調査会でいただいた御意見を踏まえまして、先ほど会長から御紹介がありましたとおり、必要な修正を加えまして、次回7月6日に再度計画策定専門調査会を開催させていただいて、基本的な考え方の素案を決定いただきまして、こちらのほう、8月から9月ごろにかけてパブリックコメントや地方公聴会を開催。前回の第3次計画と同様の形で行いまして、最終的にそれらを踏まえまして秋ごろにもう一度計画策定専門調査会でこの案の検討を行い、それをもとに男女共同参画会議を開催して、基本的考え方を決定いただいて総理への答申いただき、最終的には年末、男女共同参画基本計画(第4次)の閣議決定に際しまして諮問、答申というプロセスのための会議をまた開催するという流れで今、考えてございます。

前後しましたが、もう一枚、資料として欠席になっているのですが、林委員から御意見をいただいておりますので、その資料についても1枚つけてございますので、御確認いただければと思います。

それから、黄色いファイル、青いファイルに3次計画関係資料等がつづっておりますので、適宜参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

○鹿嶋会長 それでは、本日の議題に移ります。

初めに、資料1「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的考え方(素案)【案】」の第1部「基本的な方針」、第2部の「I あらゆる分野における女性の活躍」のうち「1 男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍」及び「2 政策・方針決定過程への女性の参画と拡大」いわゆる202030ですが、その総論部分についての事務局からの説明をまずお願いします。

○大隈推進課長 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

資料1、表紙をおめくりいただきまして目次を御覧いただければと思います。本編の第1部「基本的な方針」、第2部「政策編」ということで12の分野を3つの政策領域に分けた形としておりまして、さらに「推進体制の整備・強化」、参考資料ということで、本日は第1部の「基本的な方針」と第2部の第1分野、第2分野を初めて御議論いただくというこ

とでございます。時間の関係で端折って御説明させていただきますが、御了承いただければと思います。

1 ページ、まず第1部「基本的な方針」でございます。

「1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」として4つ、

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

続きまして、「2 第3次男女共同参画基本計画策定後の主な取組」でございます。

「(1) 政府における取組」ということで、活躍新法といった、最近の動きでございますとか、非正規対策、困難を抱える女性に対する対策等に取り組んできたということを書いております。

2 ページ「(2) 男女共同参画会議を中心とした施策の推進」ということで、2つ目のパラグラフの3行目、予算等への反映に向けて女性の活躍を推進する観点から取り組むべき重要事項について調査審議し、意見を提出したということ、今日の資料2でございます。こういった取組を会議としても行ったということでございます。

「3 社会情勢についての認識」。

「(1) 日本社会全体における状況の変化」ということで、少子高齢化、グローバル化の中で社会の持続可能性の確保等のために、女性の活躍がこれまで以上に必要とされているということです。

3 ページ「(2) 女性をめぐる状況の変化」「ア 政策・方針決定過程への女性の参画」ということで、12年前、平成15年6月以降、あらゆる分野で2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度となるよう期待するという目標を掲げた一方で、管理的な職業従事者についてはいまだ1割という状況を書いております。

イでは、依然としてM字カーブ問題があること。

ウとして、女性のライフスタイルや世帯構造の変化。

(3) としましては、男性の仕事と生活を取り巻く状況としては、固定的な性別役割分担意識、さまざまな社会制度や慣行が残っているということを書かせていただいております。

それから、3次計画以降の5年の間には、東日本大震災の経験から得た教訓を生かしていく必要があるということ(4)で書いております。

(5) では女性に対する暴力。暴力が多様化している中で迅速・的確に対応していく必要があるということ(5)です。

5 ページ、国際社会への積極的な貢献の重要性ということで、国際社会への貢献も引き続き重要になるということを書いております。

「4 第4次男女共同参画計画の策定方針と構成」でございます。

「(1) 策定方針」でございますが、①4次計画は、今後10年間を見通した目標と、今後5年間に実施する施策の基本的な方向と具体的な取組をまとめるということであって、施策の選択と集中、推進体制の強化、こういうことを通じて真に実効性のある計画とすることを、まず方針の第1番として挙げさせていただいております。

方針の2つ目としましては、12ある個別の分野を3つの政策領域に体系化して、よりわかりやすくしたいということを挙げております。

3つ目でございますが、実効性あるフォローアップを行うために、各分野ごとに成果目標や参考目標を設定することに加えまして、この3つの政策領域ごとに重点的に監視・評価すべき目標も設定するということを書いております。

方針の4つ目といたしましては、男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍を横断的視点として第1分野として冒頭に位置づけることとしております。

方針の⑤としましては、30%目標達成に向けて、引き続き取組を進めるとしております。

⑥としまして、あわせて困難に陥りやすい女性の増加にも的確に対応する必要があるということ。

⑦といたしましては、東日本大震災の経験と教訓を踏まえて、これを生かしていくということ。

⑧としましては、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の強化。

⑨として、国際社会における我が国の存在感を高めていく。

⑩といたしましては、地域における推進体制の強化。

こういう10の項目を基本的な方針として策定をするということでございます。

構成は、先ほど目次を見て御説明いたしましたので、割愛させていただきます。

以上が計画策定の基本的な方針でございます。

第2部「政策編」に入らせていただきたいと思います。

7ページ、政策領域の1つ目としまして「I あらゆる分野における女性の活躍」ということで、第1分野「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」。先ほども申し上げました、横断的な視点としてこれを冒頭に持ってきたということでございます。

目標でございますが、四角の中でございます。第1パラグラフ2行目、政策・方針決定過程への女性の参画を含めた女性の活躍が十分と言えない中で、女性活躍が進むことは女性だけでなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながる。男女共同参画社会の実現のため、引き続きあらゆる分野における女性の活躍を強力に推進していかなければならないということでございます。

第2パラグラフでは、他方で我が国において女性の活躍を阻害している要因としては、固定的な性別役割分担意識、性差に対する偏見、固定観念やさまざまな社会制度や慣行があると考えられるということで、3番目のパラグラフで、働く場面においてはいわゆる男性中心型労働慣行が依然として根づいているということ。それから、生活の場面においても男性は家事等への参画だけでなく、地域社会、自己啓発への取組なども十分ではなかったのではないか。

第4パラグラフで、加えて現在の税・社会保障制度が中立なものになっていないという側面もある。こういったことを踏まえまして、男性中心型労働慣行を始めとするこういった制度、慣行等を見直すことが必要であるということを目標に書かせていただいております。

8ページ、この目標に沿った今後5年間で想定した施策の基本的方向と具体的な取組ということでございます。

1つ目の柱は「長時間労働の削減などの働き方改革」でございます。男性中心型労働慣行ということで、いわゆる長時間労働が問題であるということで1つ目の柱としております。

具体的な取組としましては、1(2)①にありますような現在、労働基準法の改正案が国会に提出されているということもでございます。また、(2)③、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」といったものに基づいて、ワーク・ライフ・バランスを官民ともに進めていくということを書いております。

2といたしまして「家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備」でございます。男性がこれまで必ずしも十分担ってこなかった家事・育児・介護等に一層参画するようということで、具体的な施策としては9ページに移りますけれども、アとして企業における男性管理職等の意識啓発でありますとか、あるいは地域等における環境整備、ハード面も含めたもの。こういう施策を進めていくことが必要であろうということです。

3といたしましては、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」。男性の理解の促進、意識の改革を図る必要があるということで、具体的な取組としましては(2)①育児・介護休業等といった制度の周知啓発でありますとか、②では、そういった制度の周知も含め、さらにキャンペーン、顕彰等を通じた国民全体の気運の醸成を図るということが必要ということです。

③におきましても、さまざまな広報・啓発活動が必要であろうということを書いております。

4では「ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正」ということでございます。男性中心型労働慣行を変革していくためには、ポジティブ・アクションを推進していくことが必要であろうということで4を立ててございます。

(2)具体的な取組以降ですが、今、国会に提出されております女性活躍新法に基づく取組でありますとか、あるいは②にあります企業のインセンティブの強化、③で見える化といったようなことを進めて、ポジティブ・アクションをさらに進めていくということをして4としております。

5は11ページでございます。「女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し」でございます。個々人の就業に大きな影響を与え得る税制や社会保障制度、これはそれぞれの目的や経緯があって形成されてきたものではありませんが、現状を見た場合に十分対応できておらず、必要に応じて税制、社会保障制度を見直していくことが必要ということで、具体的な取組を3つ挙げさせていただいております。

続きまして、個別分野の2でございます。こちらは「政策・方針決定過程への女性の参

画の拡大」ということをございます。この第2分野につきましては、目標の2つ目の段落に書いておりますが、政府は、12年前の平成15年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」という目標を掲げて取組を進めてまいりました。この目標についての現状認識、今後さらに進めるにはどうすればいいかということをございます。

第2段落には、こういった目標を掲げてきたところではあります、我が国における女性の参画は、諸外国と比べ低い水準にとどまっているということで第3段落で、こうした中で最近、特に2年間は成長戦略を通じてポジティブ・アクション等についてさまざまな取組を進めてきたということで、社会全体で女性活躍の動きが拡大し、国内のみならず、海外からも注目されるようになってきているということです。

第4段落に行きまして、「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること」(以下、「30%目標」という。)としておりますが、これは極めて重要な目標であって、30%目標を目指すことを国民の間でしっかり共有するとともに、現在、女性活躍に関する機運が高まっている、この高まりをチャンスと捉えて女性参画拡大の動きをさらに加速していく必要がある。そのためには女性活躍新法などに基づいていくことが必要だろうということです。

第5段落ですが、社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度となるよう期待し、引き続きさらなる努力を行うのは当然である。その上で、女性参画がおこなわれている分野においては、まずは将来、指導的地位に成長していく女性の人材プールを厚くするための取組を大胆に進めていくことが大事であろうということです。ですので、第5段落の最後の3行目のところですが、4次計画で定める具体的目標については、あらゆる努力を行えば達成し得る高い水準の目標を設定するとともに、それに加えて、将来、指導的地位へ成長していく人材プールに関する目標を定めるべきであるということをございます。

この目標のポイントは2つございます。1つ目は、現在の機運の高まりをチャンスと捉えて、女性参画の拡大の動きをさらに加速していくことが重要であろうということ。それから、女性参画の拡大がおこなわれているような分野を中心として、将来、指導的地位へ成長していく人材プールに関する目標を定めるべきではないかという2つです。

こういった目標に基づきまして13ページございますけれども、まず政治分野ございます。政治分野における女性の参画の拡大は、極めて重要なものと考えられるということで、(2)具体的な取組としては、国における女性の参画拡大として、①では女性活躍新法での事業主の取組内容を踏まえた同様の取組を政党に対して要請していくでありますとか、あるいは②にありますような候補者の一定割合を女性に割り当てるクォータ制などについても調査研究を行い、政党に対して導入に向けた検討を働きかけるでありますとか、あるいは③女性議員が活躍しやすい環境の整備について政党に対し働きかけを行う。

あるいはイとして、地方における女性の参画拡大におきましても、①は両立支援体制の整備等も含めた環境整備について働きかけを行っていくでありますとか、②地方公共団体の長、議会議長のネットワークの形成などについても働きかけを行うということ。

ウとしましては、女性参画を見える化していく。見える化の推進を書いております。

司法分野でございます。司法分野は14ページでございますが、法曹三者、検察官、裁判官、弁護士ということで、30%目標に向けた取組を加速していくため、1つにはロールモデルの発掘、2つ目としてはワーク・ライフ・バランスの実現。こういうものを働きかけていく、要請を行っていくということを書いております。

3番目、行政分野でございますが、行政分野につきましても15ページ、30%目標に向けた取組の加速のために、具体的な取組としましては②にありますようなキャリア形成に対する女性自身の意識改革、③で育児休業等を取得したことによっても実質的に不利とならないような人事でありますとか、そういった柔軟な人事管理。あるいは⑥以降にありますような国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針に基づくワーク・ライフ・バランスの取組といったものを具体的な取組として挙げております。

4つ目としまして経済分野。ここも30%目標に向けた取組の加速ということで、17ページ以降、具体的な取組としましては「ア 企業における女性の参画の拡大」。推進基盤の構築として成果目標の設定あるいは見える化の推進、企業へのインセンティブ付与、18ページに行きまして企業の理解促進、イとして女性の能力開発・発揮のための支援、ウとして女性起業家に対する支援、こういったものをきめ細かく行っていくことが必要であろうということ。

19ページ、その他の分野における女性の参画拡大でございます。経済団体、労働団体、各種職能団体、職業団体、NGO、NPO、こういった各種の団体において実効性のあるポジティブ・アクションの導入が重要である、ということを書いております。

説明は以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

今から皆さんの意見をもらいますが、起草ワーキングの皆さんもきょうはたくさんいらっしゃっていて、意見もまだあると思うのですが、私の司会の方針としては、起草ワーキングチームのメンバーではなくて、きょう初めて参加なさった、そしてこれを御覧になっている委員の皆さんを優先して司会をしていきます。起草ワーキングチームは発言するものではありませんので、どうぞ御心配なく。ただし、こちらの司会としては起草ワーキングチーム以外の先生方の御意見をぜひいただきたいと思っております。

それから、皆さんの意見はここであるほどと、簡単に変えられるようなものであればいいのですが、そうではないものもあると思います。それは一旦引き取らせていただいて、7月6日のときに改めてまた示すというようなプロセスで進めていきたいと思っておりますので、どうぞ御了解ください。

それでは、どうぞ意見のある方。起草ワーキングの方も文章が変わっているところがありますので、含めてどうですか。

○柿沼委員 3点お願いします。

11ページに女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直しというものがあるのですが、この間、自民党の先生とお話をしていて、配偶者控除と第3号被保険者の縮小ということで検討を進めるとあるのですが、まず最近の身近な例で、しっかりと働きたいという女性が夫である商社マンの美学によって103万円とか130万円の範囲内にとどめ置か

れている現実がありまして、もう少しこら辺はきっぱりとした書きようを持っていていただきたい。要するに縮小していく方向で検討を進めるというよりは、もう少し前向きな書き方を、要するに男性側の意識改革まで求めてもしようがないなどあきらめてもらって、女性に活躍してもらおうロジックにもっていきような、もっと積極的な書きぶりをお願いしたいということがあります。

○鹿嶋会長 積極的なというのは、どういうふうにすればいいですか。案としては。

○柿沼委員 第3号とかいうのはなくしてしまう。縮小とかいうのですと幅がありますので。

あと13ページの政治分野なのですが、これは今、私のほうでも地元でクオータ制などということも言葉に出して取り組もうとしているのですけれども、実際に女性を候補者として出すまでの土台づくりの必要性について書いていただきたい。地域とか企業とか職業分野とかと同様に、それこそ候補者になるまでに見えないガラスの天井があるのです。もちろん女性自身の決意も必要ですが、国における女性の参画拡大でも、地方における女性の参画拡大でも、なってからどうこうということよりも、出るまでの土台や環境づくりが不十分であるためになかなか女性が参画できない。その点をもう少し出してもらいたいと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 わかりました。

ほかに御意見はあるでしょうか。

○岩田委員 起草グループに入れていただいておりますので、随分議論はさせていただきました。

今、読み返しますと、まだ少し気になるところがあるので、ページに沿ってお話したいと思います。

まず、4ページの(3)の男性の仕事と生活を取り巻く状況のパラグラフなのですが、こういう趣旨の記述というのはほかのところにも出てきますけれども、なぜ男性の生活の仕方、働き方を変える必要があるかというときに、2つのことをバランスよく書く必要があると思うのです。

1つは、男性の生き方、働き方が変わらないと女性が活躍できないということです。女性が育児や介護、家事などを一身に負っているような状況が変わらなければ、女性は活躍できない。だから女性の利益のために男性に変わってもらわないといけないというのが1つです。

でもそれと同時に、男性の幸せのため、男性の人生のワーク・ライフ・バランスのために必要だということがあるわけで、その2つをバランスよく書かないといけないと思うのです。この(3)を見ると、それがちょっとごちゃごちゃしている感じがいたしますので、考え方はワーキングチームではしっかりシェアできていたと思いますけれども、まだ整理ができていないところが残っているかなと思いました。

次の点が10ページなのですが、4番目にポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正というところがあります。これもポジティブ・アクションというコンセプトと

いいでしょうか、そういう取組を今回非常にクローズアップさせて、力点を置いて書くんだということでここにに入れていただいて、それは非常によかったと思います。

さらにお願ひしたいと思ひますのは、ポジティブ・アクションというの是一般の国民の方にはなかなかなじみがない言葉でありまして、1ページの欄外のところに小さい字でポジティブ・アクションについての関係する基本法の条文が引いてあったりして、最低限の説明はできていると思うのですけれども、今、申し上げております10ページの4のところでは、なぜポジティブ・アクションが必要かということ短い言葉でいいので書いていただきたいと思うのです。それは女性差別を禁止するとか、機会均等を義務づけるというだけでは、現実の男女間格差の縮小というのが非常に遅々としてしか進まない。これは日本がここ何十年経験したことですし、諸外国も全て経験していることなのです。だからポジティブ・アクションが要るんだということをここに書いていただいたらいいかなと思います。

3つ目は11ページの5の社会制度・慣行の見直しのところなのですが、5（1）施策の基本的方向のところ、最後のところが「必要に応じて見直しを進めていくことが求められる」と書いてあるところ、これは先ほどの御発言とつながるのですが、実際、今、来年度の税制改正に向けての議論とかマスコミを通じてしか知りませんが、相当本気で動いている感じもしますので、必要に応じて見直しをするというのは少し弱いのではないかと思いますので、早急に見直しをすることが必要であるというように、ここはもう少し書けるのではないかとこの点がござひます。

最後が18ページについてなのですが、上のほうに①というのがありまして、国とか地方自治体が公共調達等を利用して、企業の女性の活躍推進を進めるということを書いてあるのですが、その後半の3行のところなのですが、「国及び地方公共団体において、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスなどに取り組む企業について、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に公共調達で評価する取組を進める」と書いてあります。

これについては佐藤先生が座長をされて、私も参加した研究会で、地方経済活性化のための取組についての研究会の報告が1年ちょっと前の4月ぐらいにたしか出されたと思うのですが、そのときに私たちが気づいて書いたことの1つは、地方自治体のこういう調達制度とか表彰制度ですとか助成金などというのは、女性活躍推進の中でも子育てとの両立とかワーク・ライフ・バランスとか、そちらにターゲットを置いているのです。そちらにターゲットが置かれたような表彰制度だったり、調達や補助金だったりするのです。だからもちろんそれも大事なのですが、あわせて女性のキャリアアップに着目したような調達等が弱いのではないかとこのことを、その研究会報告の中で提言したのです。それとここがトーンが合わないのも、もちろんワーク・ライフ・バランス等に着目した公共調達でいいと思うのですけれども、あわせてキャリアアップのほうについても願ひしたいと思ひます。

以上です。ありがとうございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○柿沼委員 追加で、先ほどの13ページの政治分野なのですが、今度選挙権が18歳となることなのですが、何の知識もなくそういったことに突然なるということで、投票率が落ちるのではないかとか、いろいろ心配もされています。諸外国ではいろいろな政治教育というものを取りいれているようなのですが、そういう一文を法の改正とともに挿入することは必要ではないかと思います。即答は無理だと思いますが、文科省と協議していただき、自分たちの日常を担う大事なことだということで学校教育の中に政治的な教育をぜひ取り入れることをお願いしたいと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 この分野だけでなく全体に言えることなのですが、目標で書かれていることと施策の基本的な方向と具体的な取組で書かれていることに、少しギャップがあるように感じます。と言いますのは、目標のところ、例えば7ページでも「男女がともに暮らしやすい社会の実現を目指すべきである」。12ページのところでも「目標を定めるべきである」という非常に力強いことが書かれているのですが、具体的な取組になってしまうと少しその言い方が変わって、例えば13ページを見ても「働きかけを行う」とか「要請を行う」という形になっています。目標は非常に高いものでありながら、具体的にはお願いするということに見えてしまっていて、目標はまるで絵に描いた餅でいいというような捉え方もできるような形になっていますので、ここは整合をとるようにしたほうがいいと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

ほかにはありますでしょうか。

私のほうからも幾つかありまして、1つは3ページのアの一番最後の段落です。「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること」（以下、「30%目標」という。）は、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していくための極めて重要な目標であり云々とあるのですが、ここがいわゆる経済に重点を置き過ぎていて、人権の視点みたいなものがない。だからここにそのあたりのバランスをとって人権の視点についての言及がないと、それだけでなく経済重視なのではないかという批判も一部にあるわけですから、ここはそういうバランスを持った表現にぜひともしなくてはだめだろうと思うのが第1点です。

もう一つ、3ページ（2）アの一番上の段落ですけれども、「少なくとも30%程度になるよう期待する」と書いてあって云々とあるのですが、当初はその目標が必ずしも国民の間で共有されなかったというのはまたいささか国民をなめているようなところがあるのではないかというニュアンスがあるので、ここも表現を少し変えたい。国民の間で云々を取るとか、あるいは機運が十分に盛り上がらなかったとか、もう一つこのあたりの表現の工夫。ちょっとデリケートなところなので気にする人はいると思いますから、そのあたりの表現も注意しなければならない。

同じことが12ページにもあるのです。目標の2段落目ですが、この目標は必ずしも国民の間では十分に共有されなかった云々とあるのですが、ここも少し要検討かなということですので、ぜひこのあたりでいい知恵があればと思っていますが、そのあたりのこ

とを提案しておきます。

○辻村委員 私もワーキングチームでこれまでたくさん発言させていただきましたので、遠慮していたのですが、2点だけ申し上げます。

1点目は10ページの先ほど岩田委員が主張された、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正というところです。「基本的方向」を読みますと、結局、最終的には就業の支援を行うというのが方向になっていますが、タイトルのポジティブ・アクション等による格差是正という内容と必ずしもマッチしないように思えますのでご確認をお願いします。また、ポジティブ・アクションについてはこれまで何度も申し上げましたが、従来は男女間格差を是正するという救済措置が目的だったのですけれども、近年は救済措置ではなくて社会的効用ないし多様性の確保、ポジティブ・アクションをすることで格差を是正することのみならず多様性を確保して社会の発展に寄与するということを目指していますので、その点も考慮をお願いします。原案ですと、ポジティブ・アクションによる格差是正をタイトルにして就業支援を内容とするのは非常に狭過ぎるかなという感じがありましたので、御検討いただきたいということです。

2点目は14ページ、先ほど渡辺委員も御指摘されたところですが、この基本計画では、政治分野については政党に働きかけを行うという形で他力本願的な書き方になっている。また、14ページの具体的な取組では、法曹三者に対して、検察官、裁判官のところでは要請を行うという表現になっているのですけれども、裁判官に対して要請を行うというのはどういうことなのか、誰に対して要請を行うのかということが書かれていないです。弁護士については恐らく弁護士会に要請するということかと思うのですが、裁判官については、誰にどのように要請するのか、なかなか難しいので、御検討いただきたいと思います。また、同じ14ページの法曹養成過程のところ「女性法曹による教育等を通じ」というくだりがあります。女性法曹による教育だけが特筆されているのは、恐らくは女性法曹による教育など、ロールモデルの提示だと理解いたしましたけれども、その説明がなくてここだけ読むと、なぜ女性法曹だけが教育することが明示されているのか（男性法曹の教育は重視されないのか）疑問になります。その上にロールモデルの発掘という記載が3カ所出てくるのですけれども、ここでこそロールモデルというのが生きるのではないかと思いました。差し当たり以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

工藤委員、どうぞ。

○工藤委員 資料をきょう拝見したので私も勉強不足かもしれないのですが、3ページから書かれている女性をめぐる状況の変化というところのア、イ、ウで書かれていることは、それぞれ大変重要なポイントだと思うのですけれども、もう一つ、女性をめぐる状況の変化ということと言いますと、今、少子高齢化、特に高齢化の著しい進展の中で、これは女性だけが担っている仕事だということはおかしいのですけれども、女性の置かれている状況としては非常に社会を支えるのに不可欠な介護とか、育児とか、育児もこれまで以上に難しいいろいろな状況の中で、女性がそういう部分に非常に多くのエネルギーを割いている。そこに女性の活躍というものが職業に出て活躍するということとまた違う視点なので

すけれども、そこで非常に女性の社会を支える重要な仕事が行われている。そこがとても重くなっていて、これまでのようなやり方ではできなくなっているんだという社会の1つの状況を書いていただく必要があるのではないかと思います。

(3)の男性の仕事と生活を取り巻く状況の中に、いわゆる生活のもう一つの部分が出てくるのですけれども、そういう状況を踏まえると、今まで参加しなかった男性にちょっとお手伝いしてもらおうという状況では、今これからの社会は男女共同参画社会をやっていくに当たって、そういう部分をしっかりと誰が担うのかという議論がなされない限りは、女性をもっといわゆる職業の方向へ躍進させていくということは、現実味がない話になってくるのではないかと思います。もう一方の方向の女性が担っている役割をしっかりと書いていただいて、これを変革していくことが、すなわち今これから求めていくア、イ、ウを実現していく道であるというような、もう少しその状況の記述というのが必要ではないかと思っています。ちょっとトーンが違うのですけれども。

○鹿嶋会長 例えば4ページ(3)は固定的性別役割分担の問題を書いていますけれども、今おっしゃったのはあれですか。育児・介護を女性が担っている。男性も担いなさいという話ですね。

○工藤委員 いや、育児・介護そのものの状況が今、日本はまるで変わってきているということです。介護も育児も、これまで考えられていたようなやり方では、何とか女性に握ってもらってできない部分は社会化して、あとは男性が参画するというようなことではやり切れないような日本の社会の状況が出てきているということです。これからもっと高齢化が進み、高齢者介護も大変になってきて、介護の重症度もどんどん高まってくるという社会の変化を踏まえないと、この議論は先に進まないのではないかと思います。男性も女性も一緒にやるという、もっと前の段階として違う社会が出現しているということの認識も必要なのではないかと思います。特に無償労働の側面に関して。そこが変わると恐らくいろいろなことが変わってくるのではないかと思います。

○鹿嶋会長 そのあたりの状況変化を認識してもらうための文言をどこかで羅列しろということですね。

○工藤委員 そうです。女性をめぐる状況の変化でもいいですし、ほかのところでもいいのですけれども、これまでの社会を前提にした議論、そういうことを考えました。

○佐藤委員 よくまとめていただいて、どうもありがとうございます。

少し強調したいということで、3ページの鹿嶋会長が言われたところで、いわゆる30%の目標は何かということの書き方を、私は女性の参加拡大で社会の多様性と活力を高める。これは女性の参画を拡大して社会の多様性。これは1つですね。それは経済の活力とは別で、重なる部分はあるのですが、一応2つの目的がある。結果的に経済のという、やはり女性の参画拡大で、それが社会の多様性を高めていくというような、ここの文脈で言うと、それをきちんと書いて、もちろんそれは当然経済にもというように、ここは少し書いていただくほうがいいかなと思いました。

あと、4ページの(3)は、岩田委員が言われたように女性の活躍の場を拡大する上で男性の働き方とか生活を変えろということと、男性自身と言った場合は子育て、家事だと

結婚している、配偶者がいる男性というイメージなのですが、そうでない男性も含めてなのです。男性は結婚しているしていない、子供がいる関係なく男性が働き方を変えることが男性自身の生活を高めることになるというように書きかえていただく。そういう意味でコミュニティーの参加だけでなく、後ろのほうだと自己啓発も入っています。その辺は広めに書いていただくほうがいいかなと思いました。

○鹿嶋会長 わかりました。

ほかに御意見ございますか。

○木村委員 私もきょう拝見して、教えていただきたいことでもよろしいですか。14ページの先ほど御指摘のあった法曹養成過程のところなのですが、そもそもロースクールの女子学生の割合、済みません、不勉強で申しわけないのですが、何%くらいということ想定して御議論されたのでしょうか。

それと、公的支援の取組というのは、今まさにロースクールの公的支援というのは大問題になっている話で、そもそもロースクールの志願者自体が物すごく減ってしまっているという状況なのですが、そういうことを踏まえてこういう議論をされたのかどうかということをお教えいただきたいと思えます。

○大隈推進課長 ロースクールの学生に占める女性の割合ですが、26年で27.6%です。先生御指摘のとおり、今の法科大学院の公的支援の枠組みのあり方について御議論されていることも我々は承知しておりますし、その中で女性法曹を輩出するというような好事例に対しては運営費交付金等を加算するという制度がある。それから、女性法曹を輩出する好事例を周知するという取組があるということをお私達も調べまして、文科省とも議論いたしまして、今の大きな見直しを前提とした上で女性法曹輩出への加算のようなこともできたらいいのではないかと、ということでここは書いています。

それから、先ほど辻村委員からも御質問がありましたが、これは御指摘のとおりロールモデルの提示ということです。ロースクールに既に法曹になられた女性の方に来ていただいて、もちろん教育の中身もそうですが、ロールモデルとしても講義をすることができればという趣旨で書いております。

それから、政治分野、司法分野、少し御質問などをいただいておりますが、裁判官に関しては法務省と相談して、最高裁の事務局にお願いをするということは3次計画のときにも行っておりますので、それと同じようなことを意図しております。

目標と実際の取組のところ少し温度差があるのではないかと御指摘をいただいたところでございますが、司法分野ですとか政治分野につきましては、行政府としてどこまでどのようにできるかというところはございますので、それを考えながら文末を使っているということで、御理解いただければと思います。

以上です。

○木村委員 今の御説明を踏まえて一言だけですが、実は私もそういう印象だったのですが、ロースクールの学生というのは大体3割ぐらいいるだろうなと思ったのです。その後がどうなるかというのは実は問題だと思うのですが、そうすると30%目標というのは14ページの一番上に書いてありますけれども、ロースクールについてはもっと高い目標

を設けるとか、そういうことをお考えなのでしょうか。

○大隈推進課長 3次計画の目標として挙げているものは、検察官に占める女性の割合です。当然そこに行くまでには行く前の人たちをふやすことが必要であるということとは思いますが。しかしながら、入学試験もあるものですので、そういう試験をクリアするところについての目標を行政が立てるといことは、慎重な議論が必要と考えます。

○木村委員 それを聞いて安心しました。実はそれも目標にされるのかなというのがあったので、その確認だけです。ありがとうございました。

○伊藤調査課長 一点だけ補足させていただきたいのですけれども、いわゆる税・社会保障制度のところの書き方が少し弱いのではないかという御意見、後で第9分野にも同じところが出てきますので、この段階で触れさせていただきませんが、表現の中には実は今回新しく少し強めに書いているところがございます、例えば11ページの5(2)具体的な取組の①にございますけれども、「税制について、配偶者控除等の縮小・廃止を含め」の後ですが、「平成26年11月に政府税制調査会が取りまとめた論点整理を踏まえつつ、計画期間中のできるだけ早期に見直しを行う」。まさに税制の見直し、岩田委員もおっしゃったように非常に取組がこれから進もうという機運があるところでございます。ただ、一方で配偶者控除自体については専業主婦の方々を中心にいろいろな御意見もございまして、税制調査会なんかでも丁寧に御議論をいただいているところだと思います。

ただ、この問題を放置せずにしっかり進めていくという観点から、こここのところの表記を今すぐ直ちにといところほどどこまで書けるかというのはなかなか難しいところもあるものですから、かなりそういう意味での議論を財務省さんともさせていただいて、今のところ「計画期間中のできるだけ早期に見直しを行う」という表現までは何とか書けないかというところで、今このような表現を記載させていただいてございます。

○岩田委員 (1)のほう弱いのです。

○伊藤調査課長 (1)のおっしゃったところの「必要に応じて」というところは、少し検討させていただきます。

○鹿嶋会長 鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 まさに今、調査課長がおっしゃった11ページのところなのですが、最近の環境の変化として非常に大きいのは、事実関係として確認させていただくと、骨太の方針という閣議決定です。13年のときの骨太の方針には何も書いていなかった。14年のときには税制・社会保障制度について女性の働き方に「中立的」という言葉で書いてあった。今回はまだ素案の段階で議論がされている途中だと思いますが、公表されている直近の素案のペーパーを見ると、かなり進んでいる。「女性が働くことで世帯所得がなだらかに上昇する、就労に対応した保障が受けられる等、女性が働きやすい制度等への見直しに向けて具体化、検討を進める」という書き方になっています。「中立」から「働きやすい制度」に変わり、あるいは「検討」だけでなく「具体化」という言葉が入ってきたということで、ぜひ調査課長おっしゃったように政府の内部で可能な限り調整をしていただいて、我々の意見よりも実際の政策のほうが進んでいるという誤解を招かないようにしていただきたい。

それから、書きぶりが非常に落ち着き払っていて、(1)の「必要に応じて」というのも

そうですが、(2) ①を改めて読むと「状況を適切に把握した上で」というのは自明な感じがします。②で「活躍推進にも大きく関連する」というのも自明のような気がいたします。一応、提案として申し上げておくと、①は「活躍を進めるために」と書いてしまってもし問題がなければ、「進めるために」というのは言い過ぎの感じもいたしますが、そういう趣旨を述べておけば、単なる増税で女性活躍の推進を進めるような形ではない税制改正は、我々が求めるところではないという意見を含めることができると思います。そういうことも検討していただいて、他の動きと整合性をとっていただければ幸いです。

○鹿嶋会長 「女性活躍を進めるために」というのは無理でしょう。

○鈴木委員 「進めるために」と書かないとしても、枕ことばとしてどうかということですか。①のところは「状況を適切に把握した上で」でいいということですか。

○鹿嶋会長 違いますか。

○鈴木委員 状況を適切に把握する必要はもちろんあると思うのですが、女性活躍を推進する観点からの制度改革なわけですから、そういう書き方にしたほうがよいと思います。(1)の「必要に応じて」の修正を検討するというのもそうですし、(2) ②の枕ことばも「活躍推進にも大きく関連する」ではなく、例えば「女性の活躍を推進する観点からの」とか、そういう書き方にしたほうが制度改革の目的が何なのかということがよりわかるのではないかとということでもあります。

○鹿嶋会長 なかなか微妙なところではあるので、ちょっと検討させてください。

○天日委員 12ページのところですが、先ほど鹿嶋会長も御指摘されたところなのですが、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度となるように期待するとの目標を掲げ、「この目標は必ずしも国民の間では十分共有されなかったこともあり」というところを直したほうがいいという鹿嶋会長の御指摘でした。

私も全くそのとおりだと思うのですが、それで1つは国民の間で十分共有されなかったということは、そういう意味のこともあると思うのですが、この時点で非常に指導的地位に占める女性の割合が日本は国際的にこの時期、低かった。つまりスタート地点が低かったということがあるかと思います。そのことは意味合いとして入れたほうがいいのではないかとということが1つ。

次の段落で、こうした中で安倍内閣で女性活躍を政府の最重要課題として主流化しということですが、確かにこれもキーとは思いますが、2003年以来ずっといろいろな地道な積み重ねがあって、それで徐々にふえていった、あるいは均等法世代の女性たちがその年齢に達していたとか、いろいろな複雑な要因があると思いますので、そこがあっさりし過ぎているかなという印象を受けました。

○鹿嶋会長 「第二次安倍で主流化し」は取ったほうがいいですか。

○天日委員 そういうことももちろんあるので、そこは皆さんの御意見です。

○鹿嶋会長 202030を含め、このあたりというのはいずれにしても表現が難しいようなところがありまして、起草ワーキングチームでも大分このあたりは議論したところなのです。

さて、このくらいでよろしいですか。さらに意見があれば後でまた御意見を伺うようにします。

次に、次回の計画策定専門調査会の配付資料から変更になった主な部分です。これを事務局から説明してもらいます。

議論の時間の配分は3つある政策領域「Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」「Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現」「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」それぞれについておおむね15分。それから「Ⅳ 推進体制の整備・強化」について、これも15分程度としまして、時間帯を分けて議論をしたいと思っております。ぜひ御協力をお願いしたいと思いますが、まず「Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」について、事務局から説明をお願いします。これは一括説明になります。

○大隈推進課長 それでは、第3分野「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」です。

3月25日の前回の専門調査会からの変更点の中の主要なものを、かいつまんで御説明いたします。

22ページ、上から3つ目の小さいポツですが、子育て期のワーク・ライフ・バランス実現のため、転勤の実態について調査を行い、その結果も踏まえて転勤に対する雇用管理のポイントの策定を目指すというパラグラフが入っております。

23ページ、エ①の2つ目のポツでございますが、育児をしつつ、活躍する女性労働者をふやすため、育児休業等を取得しても中長期的に処遇の差を取り戻す。こういったような人事配置であるとか人事評価制度の見直しの奨励、調査研究、好事例の提供、このパラグラフが入っております。

24ページ、もともと5になっておりました「ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正」を3に上げております。

26ページ、「非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換支援」。これは3が4になっておりますが、この4（1）の施策の基本的方向の中、それから、（2）アの表題のところに「同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組」という言葉を挿入しております。

28ページ、「イ 起業に向けた支援」①でございます。ここは具体的な支援の内容を詳細に盛り込んでおります。

第3分野の主要な変更点は以上でございます。

次に第4分野「地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進」でございます。前回からの変更点としまして、まず目標の中でございますが、下から2つ目の段落の3行目に「農業委員や農業協同組合役員等への女性登用の一層の拡大を始めとした」という一文と、その2行下「家族経営協定の普及や有効な活用を含め」ということを、委員の御指摘も踏まえて挿入してございます。

それから、地域の関係になりますが、31ページ一番上の④、⑤、この2つの項目を委員の御指摘などによりまして追加をしております。

「3 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」ですが、（2）ア①の2つ目の小さいポツですが、「委員・役員を選出が男女共同参画の視点から行われるよう働きかける」という一文を委員の御指摘で挿入しております。

33ページ⑦の3行目、「男女のワーク・ライフ・バランスや健康管理への配慮」ということで、委員の御指摘で「健康管理」という一文を入れております。

34ページ、環境の関係でございますが、アの②、③は1つの項目になっておりましたものを2つの項目に分けて少し詳しく書いてございます。

続きまして、35ページの第5分野「科学技術・学術における男女共同参画の推進」ということですが、これは全体を通しまして、まず目標の中の上から4行目ですが、「研究者・技術者・技能者」を含めまして、以下「女性研究者等」とすることで、全体について研究者に加え技術者、技能者を入れております。

下から2つ目の段落のところで「大学、研究機関、学術団体、企業」と、学術団体というものを委員の御指摘で入れさせていただいております。

35ページ、1(1)施策の基本的方向の下から4行目ですが「男女の能力・適正に関する固定的な見方」という一文を追加しております。

38ページ「3 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成」で、(2)イ一番下になりますが、小さいポツ、女性が理工系選択を効果的に推進するためのデータの収集・分析というものを追加しております。

39ページの一番最後の小さいポツですが、ロールモデルの育成という一文も追加しております。

以上です。

○鹿嶋会長 それでは、「I あらゆる分野における女性の活躍」で皆さんからの御意見をいただきたいと思っております。どうでしょうか。

○柿沼委員 1つ追加していただきたいと思っております。いろいろ入れていただいてありがとうございます。

32ページなのですが、「農山漁村における女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上」ということで、とてもきめ細かく入れていただいてありがとうございます。

もう一つ、要は農家の経営をしている嫁の立場として相続が発生した場合に、相続権がないのです。悲惨なのは、夫が先に亡くなってしまって、嫁に相続権がないがゆえに、それまで積み上げてきた経営を解体し、どこに行っていたかわからない次男、娘とかが来て、分断して相続することで今までの経営が成り立たなくなってしまうとか、旦那さんと一生懸命やっていたのに嫁の相続権がなくて縮小せざるを得ないとか、いろいろな問題が現実にはまだ存在しています。相続が嫁ということが法的に認められていないので、相続するには養子縁組しなくてはだめなのです。今の嫁の立場は砂上の楼閣なのです。農家の嫁の経営者としての実態を認めていただいた上で社会的、公的基盤をもっと整備していただけるような方策をとっていただきたいと思っております。

○鹿嶋会長 五條委員、今の意見どうですか。

○五條委員 今の柿沼先生の御意見は大変的確だと思います。これは専業農家の女性にかかわらず、兼業農家の女性でも非常に大きな課題で、日本ではかなり多くの兼業農家がいるわけですが、夫がサラリーマンをしていて、女性が事実上、小さな規模の兼業農家の経営を行っているというケースもかなりあります。そういう専業・兼業含めた女性の方々の

長年の寄与にしっかりと応えていくという課題は非常に重要な課題であって、特に生涯を通じて農地も含めた固定資産の確保ということにつながるような議論は従来からも私は主張してきたことで大変共感を得ています。

柿沼先生の御意見に対しては、そういう意見です。

鹿嶋先生、恐縮ですが、続けて同じ分野のところで私から発言がありますが、よろしいでしょうか。

○鹿嶋会長 いいですよ。その後、岡本委員にします。

○五條委員 発言したついでで恐縮です。

私のほうからは、まず33ページですけれども、⑥に「農作業事故における」という記述があるのですが、ごく最近、日本農業法人協会などが中心になって行った農作業事故に関する調査が発表されて、先月、業界紙でもかなり報道されました。すごく大事なことが書いてあるのですけれども、それを受けて、この部分なのですが、「農作業事故における」ということだけではなくて、少し補足しますと「農業や、その関連事業における作業事故の」というように書いてはどうかと思っています。それを受けて、その下の行に「農業機械」とありますけれども、「農業及び加工用機械・施設」という形で、農産加工も含めた関連事業の問題についての事故が非常に多発している。特に最近発表された調査で、農業機械の事故については絶対数は男性のほうがかなり多い。ところが、農産加工の作業になると男性と女性の事故の件数がほぼ半数になるという発表が出ていて、加工施設では物を切ったり加熱したりというようなことがあって、これは非常に共同参画の視点から言って、この問題はクローズアップすることが大事ななと思いましたので、冒頭のところ「農業やその関連事業」という言い方をしてはどうかということです。それが1点目です。

もう一点、ずっと懸案になって議論をしてきたところなのですが、31ページの中ほどの下のところで「農業委員について」と書いてあって括弧づきになっています。これは今、農協、農業委員会の改正法が国会に上がっている関係で、農業委員会委員の女性登用の記述がペンディングになっているのですが、ここの記述についてはこれまでの前回、前々回の調査会の中で私も繰り返し発言してきましたので、その内容を受けて今後、記述されると思いますので、それに関連して、それを受けた形で、その後あるいはその次に書いていただきたいこととして、委員や役員の登用についてのいわばベースになる部分と重層的に関係する部分をしっかりと共同参画の視点から捉えていくという趣旨で、このような書き方の文言を入れてはどうかと思います。

それは「委員・役員等について、事実上の選出母体でもある地縁組織や土地改良区、集落営農等の各種組織において、男女共同参画の視点に立った運営及び意思決定が行われるよう働きかけを行う」ということで、日常からの男女共同参画の視点に立った組織運営というものが、結果的に委員や役員を送り出していくベースになっていくんだという趣旨で今、申し上げた次第です。それは前半の議論の中で柿沼先生もおっしゃっていたように、女性を出していくベース、土台をしっかりとつくっていくという視点と通じるところがあると認識しております。そういう観点で今、申し上げたような記述を入れてはどうかということでもあります。

以上です。

○鹿嶋会長 検討させてください。

では、岡本委員。

○岡本委員 ありがとうございます。

私も起草ワーキングのメンバーとして意見反映をさせていただいていますので、1件だけ改めて意見を申し上げたいと思います。

公務員の非常勤職員について、再三、問題点を指摘させていただいておりますけれども、残念ながら記載がございません。第3次計画のところでは雇用分野において国家公務員の非常勤職員の改善、地方公務員の改善というものの記載があります。育児・介護休業法についてのみなのですけれども、せめてこのぐらいは記載を復活してほしいということだけお願いしておきます。

以上です。

○鹿嶋会長 わかりました。

それとは違うのですが、25ページの⑧「建設業、造船業、運輸業等、女性参画が進んでいない業種での」云々とありますが、これは業種別ですが、企業の規模別でも運用が進んでいないケースがあるので、この中に中小企業のような言葉、いわゆる企業の規模の話を入れておいたほうがいいだろうと思うので、それも私どもで検討したいと思います。

もうそろそろよろしいでしょうか。どうぞ。

○渡辺委員 科学技術の分野に関しましては、御説明いただいたところ以外でも、ここの会議の議論を踏まえてきちんと見直しをしていただいて、とても前向きな文章になったと思います。

例えば37ページの一番上のところも「女性の登用を積極的に進める」というように、具体的な取組のところでも非常に積極的に書いていただいています。しかし、これらと整合がとれていない部分がありますので、ぜひ見直しをお願いしたいと思います。例えば36ページ目の具体的な取組のア①の6行目、ここが「見える化を奨励する」、それから、同じ36ページの②のところは「働きかける」、③のところも「働きかける」となっています。ここは非常に大事なことを書いていただいていますからここの部分を「積極的に進める」というような書き方にさせていただければ、本当に科学技術の部分は大きく進むと思うので、ぜひ見直しをお願いしたいと思います。

○鹿嶋会長 佐藤先生、お願いします。

○佐藤委員 すごい細かいのですが、35ページの技能者を入れるところなのですけれども、私はそのときなかったもので、いわゆる実験補助みたいなものと、実験装置をつくるような人たちはいるのですけれども、どんな文脈で入ったのか。誰を想定しているのか。多分、読んだ人はわからないと思うので、技能者はね。実験器具をつくるような人とか、実験の補助みたいな人もいると思うのですが、それは専門分野の方のほうがいいかもわからない。つまり何を想定しているのか。普通、技能者というと現場でものづくりをしている人になってしまうので、だからテクニシャンとか、確かに実験器具をつくったりする人はいるのです。ものづくりの人も。確認だけです。わかるようにしていただきたいのです。

○大隈推進課長 御指摘のとおり、研究所での実験補助のような方を想定し、作業の今おっしゃったような機械をつくるとか、そういう方たちのことを含めている。なるべく漏れがないようにということで書いたつもりですが、もう一度整理したいと思います。

○佐藤委員 後ろのほうには余り。そこが気になったので。

○鹿嶋会長 渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 今のことなのですが、多分これは企業の研究者、技術者等を想定していらっしゃるのだと思います。総務省統計にある女性研究者というのは、よく調べてみますと境目が余りはっきりしません。技能者は除くという言い方はしているのですが、実際は技能者に近い方も入っているので、ここで入れたのではないかと思います。明確な定義はできないので、こういう言い方でもよろしいのではないかと思います。

○鹿嶋会長 そろそろ次に行きますが、いいですか。次は「Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現」です。これについて事務局から説明をお願いします。

○大隈推進課長 第6分野の「生涯を通じた女性の健康支援」です。

40ページの目標の中ですが、4行目に、これも委員の御指摘を踏まえまして女性特有の更年期疾患を経験するということを言及しています。

41ページ、イ「(ア) 幼少期・思春期」①の小さいポツの2つ目、3つ目、これは1つに書いておりましたものを2つに分けまして、疾病の予防、早期発見に関する事項と生涯を見通した健康な体づくりに関する事項、2つに分けました。分けた上、3つ目のポツでやせの問題について触れております。

42ページ「(イ) 活動期・出産期」④でございます。ここも1つの項目だったものを④、⑤というように啓発、相談体制の整備と環境整備を2つに分けて、書き込んだ上、④に小さいポツを追加しております。

更年期のところも、1つの項目でありましたものを治療を受けられる体制の整備と企業における相談体制の構築、これを2つに分けてそれぞれ書き込んだというところがございます。

43ページ「3 医療分野における女性の参画の拡大」というところですが、「(1) 施策の基本的方向」。まず前段で医療従事者について医師、看護師、助産師等のさまざまな職種における女性の参画拡大を働きかけるということを前段に書きまして、後段に「特に医師については」という形で文章の流れを整理したところがございます。

以上です。

○水本暴力対策推進室長 引き続きまして第7分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」でございます。46ページ以下でございます。

こちらにつきましては、起草ワーキングチームとあわせまして女性に対する暴力に関する専門調査会のほうにもお諮りし、御意見をいただいた上で修正をしたものでございます。

主な修正点の御説明をさせていただきます。

まず、目標の部分ですけれども、1行目の後半、もともとこちらは「回復を図ることは国の責務」となっておったのですが、国の責務としては予防ですとか、究極的には暴力の根絶を図ることもありますので、そういった文言を追加いたしております。

同じく目標の第2パラグラフですけれども、こちらはもともとは「特に近年、SNSなど」と、新しい暴力のことについてのみ書いてあったのですが、DVやストーカーといったことについても引き続き深刻な問題ですので、その文言を追加いたしております。

47ページの④でございます。③で刑事司法関係者に対する研修の充実があるのですが、弁護士を含めた法曹養成過程での女性に対する暴力の関係の理解の向上が重要であるという御意見がございましたので、④を追加いたしております。

⑨でございます。これは女性に対する暴力の実態の把握等でございますけれども、その中で被害者が暴力を受けている原因、背景あるいは相談できない原因などもしっかりと把握すべきだという御意見がございましたので、「被害者が相談できない原因などを含めた」という一文を追加いたしております。

続いて配偶者からの暴力でございますが、48ページ⑥でございます。こちらは配偶者からの暴力が子供にも悪影響を及ぼすということがございますので、そちらの支援をしっかりするべきであるという御意見を踏まえて⑥を追加いたしております。

⑨は職務上の関係者による被害者の安全の確保、とりわけ秘密の保持です。情報の漏えいなどもございましたので、そういったことをしっかりやっていくべきだという御意見がございましたので、追加いたしております。

続いてストーカーの関係ですけれども、49ページでございます。こちらが一番大きな修正でございます。具体的な取組は前は①しかなかったかと思うのですが、しっかり具体的な取組を書き下すべきという御意見がございました。これについては昨年度末にストーカー総合対策という形で施策を取りまとめておりますので、これを踏まえて具体的な書き下しを②以下で行っております。

続いて性犯罪の関係ですけれども、50ページ③、これは性犯罪の被害者支援についてはお医者さんとか医療関係者が非常に重要な役割を果たしますので、それらを養成する教育の中での知識の普及は重要であるという意見がございまして、追加いたしております。

同じく⑤、被害者の心のケア、中長期の支援ということになろうかと思いますが、カウンセラーでございますとか臨床心理士あるいは精神科医といった方の役割は重要でございまして、その専門家の育成を促進すべきという御意見を踏まえて追加をいたしております。

主な修正点は以上でございます。

○伊藤調査課長 続きますして第8分野になります。54ページ以降になりますけれども、「貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」。余り大きく変更はございませんけれども、前回からの変更は56ページに飛んでいただきまして、高齢者の部分について（2）アの高齢者の中で③、以前は介護のことだけ書いてはありましたけれども、医療・介護保険制度について効率的・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。医療分野を追加した表現にしてあります。

一番下に⑨、消費者のところ、前は⑧にもあわせて書いていたのですけれども、もう少し記載を充実させていただきまして、「消費者被害に遭いやすい高齢者を見守るための地域の連携ネットワークを全国的に整備するなど、悪徳商法をはじめとする高齢者の消費者被害防止を図る」という表現にしてあります。

続いて、次のイの障害者についても、同じような形で③ですけれども、消費者トラブル、消費者被害のところを「消費者被害に遭いやすい障害者を見守るための地域の連携ネットワークを全国的に整備するなど、悪質商法をはじめとする高齢者の消費者被害の防止を図る」という表現を追加しています。

⑤のところに、バリアフリーはその上に書いてあるのですが、ソフト面ということで「障害者が個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの充実を図る」という記載を追加してございます。

ここで以上でございます。

○鹿嶋会長 皆さんから意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○柿沼委員 ちょっと突飛なことを伺いますが、「安心・安全な暮らしの実現」で生涯を通じた女性の健康支援ということで、女性は非常にデリケートな人種ですので非常にきめ細かく対応していくこともあるのですが、前に私は男性で更年期の方とも一緒に仕事をしたこともあるのですが、お互いを理解するという意味で男性の意識改革とかさまざまなことを前段では働き方を変えとかいろいろしているのですが、健康ということに1個も男性に配慮なくて、鹿嶋委員長、大丈夫なんでしょうか。そこら辺はどうですか。

要するに、同居している人たちが夫の状態が把握できずに悩んでいるということをよく耳にいたしましたので、ちょっと伺ってみました。どういう記載をするか、これはちょっとわかりませんが、1行もないので伺ってみました。

○鹿嶋会長 その議論はしていなかったです。鋭い御指摘がありました。

40ページの目的のところは男女になっています。「男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い」とあるのですけれども。

○柿沼委員 後ろにです。

○鹿嶋会長 具体的な取組のほうにですか。確かにおっしゃるように具体的な取組は男はないですね。ちょっと預らせてください。ここで結論は出せませんので、私どもでもう一回考えます。

○辻村委員 第3次計画には男性に喫煙、飲酒の習慣が多いことを踏まえつつ、生活習慣改善をする、という記載があるのですけれども、今回はないですね。原案では全般に健康分野は目的の記載が非常に淡泊で11行ぐらいです。前半では、活躍のところなど1ページ使ってぎっしり書いてあったのに比べて、非常に薄い。第3次計画と内容も殆ど変わっていないのですけれども、形式的に見ましても濃淡がある。これは以前にも指摘しましたが、それでいいのかという感じがしましたので御検討を。もしスポーツの問題とか内容に含まれていることも目的に書きこんでいくことができれば、少し変わったものになるかなと思っています。

○鹿嶋会長 要するにあっさりし過ぎているということなのですね。検討の余地はあると思います。

どうぞ。

○高橋委員 40ページ、41ページの生涯を通じた女性の健康支援ということについてなのですが、これはきょう3月25日の議事録が入っておりますけれども、22ページでかなり問

題提起をしたことをございますが、全く反映されていないのであえてまたここで申し上げなければならないのですけれども、子供の人権の視点とのバランスとぜひとってほしいということでもあります。それは後のほうには反映しているのですけれども、女子差別撤廃条約の中で、あらゆる場合において子の利益は至上であるという文言が3カ所出てまいります。女性の自己決定権ということは本質的に胎児の生命権と、胎児を通して命の選別を促進しかねないという生命倫理にかかわる配慮があるわけですので、その生命倫理あるいは子供の最善の利益にも配慮をするというバランスをぜひとっていただきたいということが要望でございます。

41ページの「イ ライフステージ別の取組の推進」という中に幼少期・思春期という項目がございますけれども、この辺のどこかに盛り込むのか。どういう形で盛り込めばいいか御検討が必要ですが、ぜひバランスに配慮した表現にしないと国民的な合意を得るのは難しいのではないかと思いますので、ぜひ御検討をお願いします。

○鹿嶋会長 高橋委員のものは今から説明しますが、62ページ「教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進」の目標の中に、「子供に関する取組を行うに当たっては、子供の最善の利益に配慮する必要がある」という形で盛り込んでおります。これは幾つか検討したのですけれども、例えば61ページの人権の問題ということも考えたのですが、これは異論が幾つかありまして、要するに子供のところだけ最善の利益と言うのは人権としておかしいのだと。だからこちらのほうに盛り込んだということがありますので、全然無視も何もしておりませんので、それは御了解いただきたいと思っております。62ページの目標にちゃんと入れております。

○高橋委員 それはわかっているのですけれども、女性の自己決定権に関連して問題提起をしたわけでございますので、62ページに子供の最善の利益を入れていただいたことは大変ありがたいと思いますが、あわせてこの項目についても、ちゃんとそのことについては配慮しているよという表現がどこかに必要ではないかという問題提起を加えます。

○鹿嶋会長 またこれも預かりになります。ここでは回答できません。預からせてください。

ほかにはありますか。

○木村委員 53ページの部分なのですけれども、いわゆるリベンジポルノとか児童ポルノのことについて③と④が自主的な取組を推進ということで、それはそれで重要なのだと思うのですけれども、もう少し強い書きぶりができないかなという気もしていたのです。規制みたいな言葉は難しいのでしょうか。

あと、もしそれで自主的な取組ということで、かなり業界の自主的な取組を尊重するというのであれば、②の下から3行目の実態把握や適正な取り締まりになっているのですけれども、これはかなり重大な犯罪だということであれば、適正なという言葉自体が弱い気がして、「厳正な」ぐらいにしていきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○鹿嶋会長 最初のほうですけれども、推進するといった表現が弱いということなのですが、前にも言ったかもしれませんが、表現の自由の問題との関係等がありまして、どうしてもここはこのような形の表現しかできないという制約もあるわけです。でも、後半の部

分は少し検討してもいいかな。どうですか。

○水本暴力対策推進室長 検討します。

○鹿嶋会長 ということで御了解ください。

○木村委員 ありがとうございます。

○鹿嶋会長 次に進んでいいですか。

政策領域「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」ですが、これについて事務局から説明をお願いします。

○伊藤調査課長 先ほど御指摘いただいたところは省略させていただきますけれども、変更点につきまして61ページ、上の②で項目としては男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備ということになるのですけれども、消費者行政の関係で「教育・保育施設等における事故を含め、子供の事故防止に向けた取組を推進し、女性が安心して子育てできる環境を整備する」という文言を1つ追加しております。

○大隈推進課長 第10分野「教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進」です。

まず62ページの目標ですが、2行目に「男女の能力や適性に関する固定的な見方の解消」を入れております。それから、先ほども議論になりましたが、目標の中に「さらに、子供に関する取組を行うに当たっては、子供の最善の利益に配慮する必要がある」という一文を入れさせていただいております。

1につきましては63ページ①の上から3行目です。「中でも新聞、テレビ、インターネット、ゲームなど訴求力が高いメディアに対し、男女共同参画の視点を踏まえた表現を行うよう、業界団体等を通じて働きかけを行う」というものを追加しております。

3、教育・学習の充実というところでございますが、64ページ（2）ア②の3行目でございます。ここに「家族や家庭生活の大切さ」ということで、家族という文言を入れてございます。

その下の③でございます。「高等教育機関において、男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の充実を促す」というのはもともとありましたけれども、「また」以下、それを幅広く活用して社会への還元を促進するという一文も追加しております。

65ページ、イ③でございますが、「大学等」を「学校等」にし、あわせて次のパラグラフの「また」以下の2行目です。「高等教育の進学率に男女差があることを踏まえ」という一文を入れております。

66ページ5（2）ア⑤の項目を追加してございます。

第10分野は以上です。

○池永総務課長 続きまして第11分野「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」です。

69ページ「ウ 防災施策への男女共同参画の視点の導入」ですが、①で地域防災計画、②で地区防災計画となっております。もともとこれは1つにしてあって、地方公共団体に要請という形になっていたのですが、地域防災計画については①で地方公共団体に反映を要請。②の地区防災計画は地区住民が策定するものなので、地方公共団体には地域住民への周知を要請という形にしております。

④は災害時における女性の不安、悩み、女性に対する暴力の対応についてですが、これを追加しております。

⑦は「防災を担う女性リーダーの養成と人材育成を行う」といったことを追加しております。

70ページ「イ 東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入」で、②の4行目ぐらいに「女性に対する暴力等の被害者を発見したときの対応等」を追加してあります。

第11分野については以上です。

引き続きまして第12分野「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」です。これは74ページ「2 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮」の「エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進」で、①の3行目のところで、「特に、将来に向けて、海外留学の促進等による将来的に国際機関等で働く意欲と能力のある人材の育成や、若手日本人や子育てが一段落した世代等に対する国際機関への就職の支援策の強化」を追加しております。

第12分野は以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

御意見があれば伺いたいと思います。どうぞ。

○宗片委員 第11分野の防災・復興体制の確立のところでありますけれども、68ページの防災に関する政策・方針決定過程の女性の参画の拡大のところの①で「中央防災会議の下に設けられる専門調査会」とあるのですが、この中央防災会議そのものもここに女性の参画が必要だと思うのですが、たしか閣僚と有識者で構成されていたかと思います。その有識者の中にも女性の参画が必要ですので、専門調査会だけではなく、中央防災会議そのものにも必要であるという明記が必要ではないかと思っています。

各所に男女共同参画センターの役割というものが盛り込まれているのですが、基本的にその男女共同参画センターが男女共同参画の視点で取り組む防災復興の拠点と位置づけられたはずですので、それをしっかりと明記していただいたほうがよろしいのではないかと。

○鹿嶋会長 男女共同参画センターをですね。

○宗片委員 センターが防災復興の拠点といいますか、男女共同参画の視点で取り組む防災復興の拠点という形で位置づけていただいたほうが、センターの役割というのはここに随所に出ておりますので、それと連動するという形でわかりやすいかと思っています。

それから、最後の71ページで国連防災世界会議を受けての仙台防災枠組というものが策定されたのですが、この中に女性の防災リーダーシップというのは今回、大変強調されているわけです。それがこの中には仙台防災枠組が求める事項となっているのですが、その上の段で、意思決定に女性のリーダーシップと参画の平等な機会を確保することが必要であることをこちらから発信するというようには書いてあるのですが、それを受けてこの枠組みの中にもしっかりと明記されておりますので、それをどこかで触れていただいたほうがいいのではないかと。これまでの枠組みとは少しその辺が違っておりますので、そこが強

調されていることをあえてこの中に入れていただいたほうがよろしいのではないかと思います。

もう一つ、今、防災・減災に取り組むということが言われておまして、防災・復興というのはもちろん基本なのですが、自然災害というのは当然、起き得るものなので、それをより被害を軽減するための減災という概念が必要だということが言われていて、それに取り組む動きが活発に行われているわけなのです。それをこの中に盛り込んでどうか。復興となるとどうしても災害の経験というのが前提にあるようなイメージを持たせてしまうので、防災・減災という形での取組をもっと加速化させる意味でも、その考え方がこの中に入るのはいかがでしょうか。それを御検討いただければと思います。

○鹿嶋会長 減災を具体的に例示をしてくれますか。

○宗片委員 防災と減災は、実際の取組としては重なっているところがあるのですが、認識として自然災害というのは当然起き得るものなので、より被害を軽減するための考え方として減災を示すことで、理解が得られやすいのではないかと思います。

○鹿嶋会長 何となくわかっているようでわからない。

○宗片委員 そうなのです。

○鹿嶋会長 だからどうするか。

○宗片委員 防災であれば明確なのでいいのかなと思いつつ、いわゆるこれから災害がどこでも起こり得るという意味で復興に限らず、しっかり取組を各自治体で行ってもらおう、各地域で行ってもらおうというときに、減災という考え方というのは受け入れやすいのではないかと思ったものですから。

○鹿嶋会長 検討事項にはしますが、私も今の説明だけではわかりません。どういうものを言おうとしているのか。

○宗片委員 そういった考え方が今、被災地などでは進んでいるものですから、それを御報告させていただきました。

以上です。

○鹿嶋会長 ほかに御意見は。

○高橋委員 73ページの5行目の意味がわかりづらいのですけれども、「女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの見解等に関し、男女共同参画会議は、各省における検討段階からその対応について検討する」という「その対応」というのは何を意味しているのですか。ここの意味がとりづらいのです。

○澤井推進官 これは例えば、来年2、3月に審査が予定されていて、その後、女子差別撤廃委員会から見解が出ます。その見解に対して日本国政府としてどのように取り組むかという対応の検討です。

○高橋委員 各省でどう検討しているか。

○澤井推進官 そうですね。その見解に対してどのような取組を行うかについて検討することです。

○高橋委員 もう少し言葉を補ったほうがいいです。意味不明です。

○鹿嶋会長 これも確かにおっしゃるようなところがあります。事務局のほうはいいです

か。

○池永総務課長 先ほどの宗片先生の男女共同参画センターの役割なのですが、実はこの後、御説明する推進体制の78ページのイ④でセンターが地域の防災力の拠点となるよう、と書いてございます。

○鹿嶋会長 これはダブって出したほうがいいですか。

○池永総務課長 再掲したほうがよろしければ。

○鹿嶋会長 どうですか。

○宗片委員 再掲していただいたほうがいいような気がいたします。

○鹿嶋会長 それも事務局のほうで検討事項に。

柿沼さん、手を挙げていましたね。

○柿沼委員 61ページで②が追加になったという御説明を今いただいたのですけれども、男女共同参画という視点での追加なのだと思いますが、「教育・保育施設等における事故を含め、子供の事故防止に向けた取組を推進し、女性が安心して子育てできる環境を整備する」。実際には母子家庭のみならず、父子家庭とかいろいろありまして、これは既に女性が子育てをするというベースでつくっていますので、このところはもう少し趣旨に沿った言葉で書いていただけると。

○鹿嶋会長 これはおっしゃるとおりですね。大変鋭い指摘ありがとうございました。見落としていました。

○天日委員 74ページの「エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進」で、先ほど新たに加えたという部分です。後段の「特に、将来に向けて、海外留学の促進等による」というくだりなのですけれども、言い回しの細かいことなのですが、文章としてわかりにくくて、つまり海外留学の促進等による将来的に国際機関等で働く意欲と能力のある人材を育成するというところで1つ切れて、それで若手日本人というように分けて考えてよろしいのかなど。ちょっとそれは確認です。

それと、若手日本人という言い方が言い回しとして。

○鹿嶋会長 文章のプロから指摘されました。これは確かにわかりづらいのと、若手日本人も検討します。

ほかはよろしいですね。

それでは、最後ですが「推進体制の整備・強化」です。これは事務局から説明をお願いします。

○池永総務課長 75ページからでございます。「推進体制の整備・強化」でございますが、これは第3次基本計画に比べて経済という視点、地方という視点をより強化しています。特に連携先としてより明確に経済団体を書いています。また、専門調査会で女性の活躍と地域活性化を御審議いただいて報告をまとめていただいたことが背景となっております。

75ページの前文のところですが、2つ目のパラグラフのところ「経済団体や労働団体などと連携を緊密にし、政労使が一体となって施策を推進する体制の構築が必要である」と言っております。

1の国内本部機構の強化でございますが、新しいこととしましては76ページの④で、国

内本部機構と関連の深い政府の会議等ということで、すべての女性が輝く社会づくり本部、日本経済再生本部、まち・ひと・しごと創生本部といった新たな動きを入れているところがございます。

「2 男女共同参画の支店を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進」という項目につきましては、具体的な取組の中でまず①で「男女共同参画会議において毎年度の予算編成等の動きと連動させた形でフォローアップし、取組の強化等について、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べる」とあります。資料2は、予算編成をにらんだ形で男女共同参画会議から意見を出して決定していただいたものでございますが、そういったことを盛り込んでおります。

③については、これは委員の御意見として国際比較が重要、男女別のジェンダー統計の重要性もありましたので、諸外国における推進体制に関する諸制度を含め、調査研究を進めるということと、業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握・公開するということが推進体制の中で明記したところでございます。

3の地方公共団体や民間団体等における取組の支援というところですが、77ページに行っていて、(1)では3行目ぐらいから連携としてたくさんの連携先と地域経済団体とか労働組合とか地域金融機関、農林水産団体等ということで、これを具体的に明記しております。

また、(2)「ア 地方公共団体の取組への支援の充実」ですが、ここでも①では多様な主体による連携体制の構築ということを書いております。

②の市町村に対してですが、②では男女共同参画に関する業務に専属的に従事する担当部署がない市町村については、推進体制の整備強化に向けた働きかけといったことを書いております。

③は計画に対してなのですけれども、最初のパラグラフの最後のところで、特に市町村男女共同参画計画、まだ策定していないということが半分ぐらいあるということで、これは全ての市町村が計画を策定するように支援するということが書いております。

また、⑤で全国知事会、市町村会、町村会等の首長の会議を利用して発信するということが書いております。

78ページの②でございますけれども、都道府県域のセンター等に対しては、地域における女性活躍推進の人材発掘・育成の拠点ということと、育成した人材のネットワーク化に取り組むよう働きかけると言っております。

④は先ほど少し申し上げましたけれども、センターに関しまして地域の防災力の推進拠点となるよう、先進的な取組事例の共有等を通じて、地方公共団体及びセンター等に働きかけると言うことを言っております。

また、エのところですがすけれども、ここで団体の取組を促進と言ったときに、ここも連携すべき主体ということをかなり具体的に書いていますところ。

推進体制につきましてはのポイントは以上のとおりです。

○鹿嶋会長 意見をいただきたいと思っております。

76ページ、今、池永総務課長から説明がありましたが、2(2)具体的な取組の①は、

第3次のときはいわゆるジェンダー予算のようなものを検討するようになっていたのですが、今回、これがジェンダー予算までいくかどうか、なかなか難しいところもあるのですが、ずばり男女共同参画会議を通じて、毎年度の予算編成の動きと連動した形でフォローアップして取組の強化等について意見を述べると書きましたので、これはこの第4次のポイントになってくるのかなと私は個人的には思っております。

男女別統計のほうも③できちんと書き込んだと思っています。

○柿沼委員 追加をしていただきたいと思うのは77ページの⑤なのですが、全国知事会、全国市長会、全国町村会等のというところに、政治への参画とか、議会でのやじ発言とかいろいろありますので、全国議長会とか、そういったような六団体と言われるものも一応「等」に含めないで明記して、ぜひお願いしたいと思っています。要は議会のおじさんたちに少し啓発をお願いしていったほうがいいのではないかと思います。

○鹿嶋会長 「等」ではだめなのですね。

○柿沼委員 「等」に含まれてしまうと、そんな軽く思われているのかと逆に。

○鹿嶋会長 わかりました。

ほかには御意見はよろしいですか。

○五條委員 77ページのア③あたりに関係してくることなのですが、各都道府県あるいは市町村段階における男女共同参画についての基本計画だとか、条例の策定について推進を行うということ、それに対する支援を進めるという趣旨がここに書かれているのですが、最後のところが妥当かなと思うのですが、盛り込まれていないこととして、男女共同参画の基本計画を受けた分野ごとの行動計画というものをもっとあると、もっとこれは地域において共同参画の取組が身近なものになっていくと思うのです。

例えばなのですが、恐らくほとんどの都道府県において農山漁村分野では、各県の男女共同参画の基本計画を受けて、農山漁村分野ではどうするかという具体的な行動計画を立てています。そういうような視点というのが各分野であるのかどうかということを県段階なんかで聞くと、割と農政分野の管理職の方が、割と農山漁村分野はそういうことを明確にしている、ほかの分野と議論をすると、しっかりつくっているねと言われるというようなことをよく聞くのです。それで各業界とか各分野においてもっとこの取組が身近に感じられるようにしていくためには、地方公共団体において基本計画や条例を受けた分野ごとの行動計画といったものの策定を促したり支援するという文言を一言入れていただくことも検討されるべきかなということでもあります。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。検討させてください。

よろしいでしょうか。いろいろな注文が出ましたけれども、検討しますと答えて全部それが反映するわけではありません。今から各府省との調整等々もありますので、最大限努力はしますが、全部が100%反映するわけではないということは御了承ください。

それでは、本日最後の議事ですが、資料3、男女共同参画会議計画策定専門調査会、これは第8回の議事録です。今の段階で案なのですが、議事録として確定したいと思いますが、御異議ございますか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○鹿嶋会長 では、これを議事録として確定をいたします。

本日の議事は以上です。最後に事務局から連絡があります。

○伊藤調査課長 本日は御審議ありがとうございました。

次回、第10回計画策定専門調査会につきましては、先ほど御案内申し上げましたとおり7月6日月曜日に予定しております。時間については1時から3時までということでございます。場所については本日、実は参加者が多くて会場が非常に狭かったものですから、今、急遽いろいろほかの会場を探しておりますので、決まりましたら改めて御案内したいと思いますが、8号館の中の会議室を予定してございます。次回は策定に当たっての基本的な考え方(素案)を決定いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○鹿嶋会長 それでは、これで本日の専門調査会を終了いたします。どうも皆さんありがとうございました。